

公立鳥取環境大学退学に関する規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第81号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則(以下「学則」という。)第46条に規定する退学の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(退学の手続)

第2条 退学しようとする者は、本人及び保証人連署の退学願(別紙様式1)を学長に提出しなければならない。

2 退学しようとする者は、退学しようとする日の属する期までの授業料をすべて納めていなければならない。

(退学の許可)

第3条 退学は、教授会の議を経て学長が許可する。

2 退学を許可した者には、退学許可書(別紙様式2)を交付する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式1（第2条関係）

退 学 願

公立鳥取環境大学学長 様

学部 学科

学籍番号

氏 名

年 月 日生

私は、下記の理由により 年 月 日付けで退学したいので、許可いただきますようお願いします。

記

理 由

年 月 日

本人氏名 ㊟

保証人氏名 ㊟

許可書送付先 〒 -

別紙様式2（第3条関係）

退 学 許 可 書

	学部	学科
学籍番号		
氏 名		

上記の者、願い出により退学を許可します。

年 月 日

公立鳥取環境大学学長